

足場の組立て等の作業に係る業務の特別教育

平成27年7月1日以降、足場の組立て、解体または変更の作業のための業務（地上または堅固な床上での補助作業[※]の業務を除く）に労働者を就かせるときは、**特別教育が必要です**。

安衛則第36条 第39条（平成27年厚生労働省令第30号）

※ 「地上または堅固な床上での補助作業」とは、地上または堅固な床上での材料の運搬、整理などの作業のことで足場材の緊結や取り外しの作業や足場上の補助作業は含まれません。

講習日程及び会場

11月 4日(土) 8:40~16:05

遠賀町商工会（遠賀郡遠賀町遠賀川2-6-18）

特別教育の科目「安全衛生特別教育規程」

科目	6Hコース(未経験者)
1. 足場及び作業の方法に関する知識	3時間
2. 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	30分
3. 労働災害の防止に関する知識	1時間30分
4. 関係法令	1時間

講習料金(税込)

10,000円(テキスト代込)

遠賀町商工会人材育成助成金制度により1事業所3名まで受講料の1/2補助があります。

※ 18歳未満の方のお申込みはできません。

受講対象業種

- ① 建築工事業
- ② 解体工事業

- ③ 塗装・左官業
- ④ 設備工事業

講習機関:株式会社 日立建機教習センタ福岡

- ⑤ サインシート工事業
- ⑥ とび職

特別教育の全部を省略することができる方

次の方は特別教育の全部を省略することができます。

- ① 足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した方
- ② 建築施工系とび科の訓練(普通職業訓練)を修了した方、居住システム系建築科または居住システム系環境科の訓練(高度職業訓練)を修了した方など足場の組立て等作業主任者技能講習規程(昭和47年労働省告示第109号)第1条各号に掲げる方
- ③ とびの1級または2級の技能検定に合格した方
- ④ とび科の職業訓練指導員免許を受けた方

申し込み方法

特別教育受講申込書を各商工会に用意しています。ご記入の上お申し込みください。

- ◆ 芦屋町商工会:222-2111
- ◆ 岡垣町商工会:282-0294
- ◆ 遠賀町商工会:293-0165
- ◆ 水巻町商工会:201-7551